

陸上における不発弾等の除去及び処理について（通達）

昭和 33 年 6 月 27 日

熊本第 4283 号

陸上における不発弾等の処理については、従来通商産業省の所掌事務として、県広報課がその処理を担当していたが、今回自衛隊法の一部改正に伴い同法附則第 14 項の施行により、今後は自衛隊においてこれが処理を行う権限を有することとなったが、このことについて警察と自衛隊との連絡協調について別添写のとおり防衛庁と申し合せた旨、警察庁保安局長から通達があったので、次の点に留意し取扱い上遺憾のないようされたい。

記

1 不発弾等に対する処理の要請

自衛隊に対する不発弾等の処理の要請については、警察本部長から熊本駐とん第 8 混成団長に対し行うこととなっているので、各警察署長は、管轄区域内において不発弾等を発見、又は拾得した旨の届出を受けた場合においては、別記様式により、速やかに警察本部長に報告すること。

2 機雷又は機雷に類するもので陸上に漂着した物を発見した場合においては、海上自衛隊が処理を担当することとなっているので、各警察署において、当該物件の発見届を受けた場合は前項 1 の様式により速やかに警察本部長に報告すること。

3 その他

次の例規は、廃止する。

- (1) 爆発兵器類の処理に伴う保安上の警察措置について
(昭和 25 年 4 月 12 日 熊刑防(保)第 1430 号)
- (2) 陸上における爆発物件の処理について
(昭和 27 年 5 月 29 日 熊防(保)第 3214 号)
- (3) 陸上における爆発物件の処理について
(昭和 27 年 7 月 7 日 熊防(保)第 4317 号)
- (4) 陸上における「機雷」処理業務について
(昭和 27 年 7 月 25 日 熊防(保)第 4478 号)

別記様式・別添(略)